

岩手県花巻市地域おこし協力隊募集要項

岩手県花巻市

1 岩手県花巻市と地域おこし協力隊の紹介

【岩手県花巻市はこんなところ】

岩手県のほぼ中央に位置する花巻市。西に奥羽山脈、東に北上高地が連なり、その間には肥沃な北上盆地が広がる、豊かな自然に恵まれたまちです。

2006年1月1日に花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町が合併し、現在の花巻市が誕生。総面積は908.39 km²で、人口はおよそ8万9千人。岩手県内では、盛岡市、奥州市、一関市、北上市に次いで人口が多い都市です。

宮沢賢治や萬鉄五郎など、世界的に知られる先人を輩出し、高村光太郎や新渡戸稲造ともゆかりが深い花巻は、歴史・文化的な魅力も豊かなまち。ユネスコの無形文化遺産に登録された「早池峰神楽」や京都祇園囃子の流れを汲む「花巻まつり」といった地域文化、また、日本三大杜氏のひとつ「南部杜氏」が守り続けてきた伝統的酒造りの技術が、昨年ユネスコ無形文化遺産に『伝統的酒造り』として登録されました。さらに、有名ブランドも採用する「ホームспан」といった伝統の技術まで、世界にも通じる「花巻の魅力」はたくさん。また、岩手県内唯一の空港である「いわて花巻空港」があり東北新幹線や東北自動車道などの高速交通網も充実しています。

【花巻市の地域おこし協力隊】

本市では、2015年より都市圏の意欲ある人材を積極的に受け入れ、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的として、都市地域等から本市に異動し、生活の拠点を移した方を「地域おこし協力隊員」として委嘱しています。

本市においては、これまで36名の隊員が地域住民の方々と連携を図りながら、活動に取り組んでまいりました。そのうち現在では、11名の隊員が活動しており、ブドウの産地である花巻市大迫町で、ブドウ作りの担い手になり、6次産業化を目指して活動する方や、里山・森林保全を学びながら、デザインで情報発信や都市と地方をつなぐ活動をしている方などがおり、隊員の活動内容は無限に広がっています。

今回の募集では、「大迫地域でぶどう栽培技術を磨いて、ぶどう農家として就農」、「花巻市移住・定住サポーター」、「花咲か婚活コーディネーター」、「石鳥谷の魅力発信でつなが

る！ 道の駅「石鳥谷」×商店街」及び「フリーミッション（協力隊希望者による提案型）」の5つをテーマとして募集します。

※募集テーマの詳細は、本募集要綱の「2 募集人員・募集テーマ」も併せてご覧ください。

2 募集人員・募集テーマ

(1) 募集人員 各テーマで若干名を募集します。

(2) 募集テーマ

○大迫地域でぶどう栽培技術を磨いて、ぶどう農家として就農【任用型隊員】

将来的な大迫地域でのぶどう農家への就農を目指して、花巻市葡萄が丘研究所にて、専門的な知識、技術を一から学び、地域産業の継承と今後の発展における中心的な役割を担う人材を募集します。

○花巻市移住・定住サポーター【委託型隊員】

花巻市では、平成27年度から「花巻市への新しい人の流れをつくる」をテーマとして、移住定住に関する取組みを進めてきました。これまでに、移住定住に関する支援制度を申請・活用して移住した方とその家族を合わせると、令和6年度には1,000人を超えるところとなり、令和元年度から令和4年度までは人口の社会増を達成することが出来ました。

また、首都圏では、コロナ禍が収束してもなお、若者世代を中心として地方移住への関心は高い水準にあるほか、「デジタルノマド」に代表されるような、複数の地域と関わりを持つ二地域居住、多地域居住を志向する人や実践する人は、今後も増加が見込まれるなど、移住の環境にも変化の兆しが見られます。

今後、花巻市は、移住についての支援制度の紹介や補助金に代表されるような支援に留まることなく、地域に溶け込むための支援や、移住を見据えてまずはおためしで市内に滞在したいという需要への対応などが大切だと考えています。

この募集テーマでは、新たな移住の需要に対応しつつ、地域の空き家の把握、移住相談や移住後の生活や地域に関する相談への対応、協力隊の目線からおためし住宅のあり方を検討する人材を募集します。

採用後には、花巻市の東和地域で、移住や空き家バンクなどの相談業務を花巻市から請け負っている「一般社団法人東和作戦会議」での研修を通じて、実際の相談業務や移住者と地域とのつながりを肌で感じていただき、市や関係団体と連携しながら、学んだ成果を他の地域に波及させ、市民や地域とともに移住者の受入れ環境を整えていただくことを期待しています。

【一般社団法人東和作戦会議ホームページ】

<https://nohaku.net/council/council-775/>

○花咲か婚活コーディネーター【委託型隊員】

結婚を希望される方がその希望を叶えるためには、出会いの場の創出のみならず、若い世代が将来に展望を持てるような雇用環境の整備、結婚支援、男女が共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域や社会における子育て支援の充実などが必要であると認識をしています。

その上で、花巻市では結婚を望む方への支援として、市内で活動する結婚活動支援団体などが取り組む婚活パーティーなどのマッチング事業で婚姻が成立した場合、1件につき3万円を団体に交付する「婚活支援団体育成事業補助金」、花巻市も運営委員会の委員として参画し、運営に関わる経費を負担金として支出している「いきいき岩手結婚サポートセンター（i-サポ岩手）」が行うパートナー探しを支援し、出会いの場の創出に取り組んでおります。

また、婚姻に伴う新生活の開始に係る経済的不安の軽減を図るため、国の地域少子化対策重点推進交付金の支援を得て、一定の要件を満たす夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に向けて、結婚に伴う新生活に必要な家賃や引っ越し費用などの補助を行う結婚新生活支援事業にも取り組んでいるところです。

本市の結婚活動支援団体については「一般社団法人婚活支援おせっ会」があり、令和7年6月までの婚姻成立数が201組と多くの実績をあげているほか、婚活アプリの開発・運用を行っております。その一方で、SNSを活用した情報発信やイベントの企画については、内容の検討や向上の余地があるもの、と考えております。

このテーマでは、婚活支援おせっ会と協働し、同団体のノウハウを継承しつつ、効果的な婚活支援に取り組むとともに、花巻市の婚活支援の発展に貢献する人材を募集します。卒業後は、婚活支援の一部業務委託の受託、起業など、ご希望によってさまざまな進路に進むことが可能です。

【岩手の婚活サポート 一般社団法人 婚活支援おせっ会】

<https://osk.pansy-club.jp/>

○石鳥谷の魅力発信でつなぐ！つながる！道の駅「石鳥谷」×商店街【任用型隊員、委託型

隊員から選択可】

花巻市石鳥谷地域は、北は盛岡市、南は花巻市中心部や北上市などへのアクセスが便利で、東北本線等沿線の住宅エリアとして、特に子育て世代に人気の暮らしやすい地域です。

この地域には、国道4号沿いに位置する道の駅「石鳥谷」があります。道の駅には、構成施設としては全国でも珍しい「石鳥谷図書館」を有しているほか、お土産処酒匠館、りんどう亭大食堂、南部杜氏に関する資料を展示している南部杜氏伝承館があり、令和5年

には道の駅30周年に合わせて、駐車場も含めフルリニューアルオープンしました。このリニューアルにより売上や来場者数が過去最高を記録するなど、多くの市内外の利用者で賑わっています。

一方で、地域の中心市街地に位置する商店では、協同事業を継続している商店街組合が「石鳥谷中央通り商店街振興会」のみとなっています。同会では、商店街に市民の憩いの場となる「小さな百貨店ぷらっと」を設置し、商品販売のほか、ぷらっと市や豆腐の日、魚の日などのイベントを開催するなど地域住民や高齢者を巻き込みながら活性化に取り組んでいます。しかし、商店が繁盛しさらに商店街を活性化するためには市内外に向けて石鳥谷の魅力を発信することが大切と考えています。

道の駅「石鳥谷」は、道路情報や観光情報を伝える拠点であるとともに、石鳥谷の魅力を発信する重要な場所です。今後は道の駅と商店街の「つながり」を強化し、次の取り組みを進めることで、地域の活性化を目指します。

- ・道の駅「石鳥谷」の商品の販路拡大
- ・道の駅「石鳥谷」を起点とした商店街への誘客による賑わい創出
- ・SNS等の活用による情報発信の強化

このテーマでは、石鳥谷の魅力を発信し、「道の駅」と「商店街」をつなぎ、新たな販路拡大や賑わいの創出などに取り組む地域おこし協力隊員を募集します。

〇フリーミッション（協力隊希望者による提案型）【任用型隊員、委託型隊員から選択可能】

花巻でやりたいこと、それが地域課題の解決にどのように寄与していくかをご提案していただきます。

3 応募条件

- （1）現在、三大都市圏又は地方都市等(過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村)に居住し、委嘱後に住民票を花巻市に異動し居住できる方。ただし、「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方は例外として認める。
- （2）心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っている方（性別は問いません）
- （3）普通自動車運転免許を取得している方(AT限定、採用時に取得見込も可)
- （4）パソコンを日常的に使用し、SNS等により情報発信ができる方

(5) 活動期間終了後に花巻市に定住し、起業や就業を目指す方

※地方公務員法第16条の欠格事項に該当する方は応募することはできません。

4 勤務地

岩手県花巻市

5 勤務時間

募集テーマや希望に応じて働き方を選択できます。

1. 任用型隊員

週30時間以内（基本は9:00～16:00としますが、その日の勤務内容により、上記以外の時間帯を勤務時間に指定する場合があります。）

2. 委託型隊員

個人事業主として、協力隊業務を請け負うため、勤務時間の定めはありません。

6 身分・任用期間

募集テーマや希望に応じて働き方を選択できます。

1. 任用型隊員

(1) 花巻市会計年度任用職員として任用します。（地方公務員法の改正によって、パートタイム会計年度任用職員として一会計年度毎の任用となります。）

(2) 任用期間は、任用開始日から令和9年3月31日までとします。ただし、最大3年を限度に協力隊員として任用します。

なお着任日は、令和8年4月1日以降とします。（応相談）

(3) 花巻市地域おこし協力隊設置要綱及び花巻市会計年度任用職員の任用に関する規則に準じます。

2. 委託型隊員

個人事業主として協力隊業務を請け負うことを希望する場合、市と隊員本人が、その業務内容の相談や確認、すり合わせ等を行った上で、業務委託契約を締結します。また、委託期間は1年度ごとを基本とします。（例：任期1年目の始期が9月1日である場合、9月1日から翌年の3月31日までを委託期間とします）。

※任用型から委託型への切り替えについて

任用型隊員として着任した場合でも、2年度目以降は自分の目標等に合わせて「引き続き会計年度任用職員（または委託型隊員）として協力隊活動を行う」、「会計年度任用職員から委託型隊員に」など、任期途中においても自分の働き方を選択できます。（例：任用型隊員として、令和8年9月1日に任用され、翌年度から委託型隊員に切り替える場合、令和8年9月1日～令和9年3月31日までは任用型隊員として働き、令和9年4月1日以降に委託型隊員として、働くこととなります。）

なお、協力隊員としての任期は、任用型隊員及び委託型隊員としての期間を合算して最大3年間となります。（例：任用型隊員1年、委託型隊員2年で合計3年間）

7 報酬等

1. 任用型隊員 291,600 円（月額）※期末手当支給なし

月額報酬のほか、勤務地より片道2km以上離れた居住地から通勤する場合、距離に応じて通勤手当（費用弁償）が支給されます。

2. 委託型隊員

原則として、任用型隊員と同額の報酬額及び協力隊としての活動費を合算した金額を予算の範囲内でお支払いします。

※活動内容のすり合わせと活動費の算定を行うため、事前に事業計画等の提出を求めます。

8 待遇・福利厚生

1. 共通事項

（1）協力隊としての活動期間中の住居は、市と隊員が協議のうえで決定します。

※住居手当支給なし。

（2）引越しに必要な経費については、各自の負担となります。

2. 任用型隊員

（1）任用型隊員については、社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

（2）任用型隊員としての活動期間中に使用する車両、パソコンについては、市から貸与します。貸与された車両については、業務以外にも使用できるものとしますが、その際は業務以外の利用による走行距離によりガソリン代（1kmあたり5円）を負担していただきます。

（3）任用型隊員については、作業着及び防寒着を貸与します。

3. 委託型隊員

委託型隊員については、個人事業主として業務を請け負うこととなるため、国民健康保険、車両やパソコン等にかかる経費は、ご自身で負担していただきます。

9 休日・休暇

1. 任用型隊員

(1) 原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの間としますが、勤務の都合で休日を振り替えることもあります。

(2) 有給休暇は、勤務年数により、下記の日数です。

※1年目：10日（4月1日任用の場合）、2年目：11日、3年目：12日

(3) 特別休暇は以下のとおりです。

忌引き：5日間（父母、配偶者、子の場合）夏季休暇：7～9月までの間で3日間など。

2. 委託型隊員

個人事業主として、ご自身で休日等を設定することができます。

10 応募手続

(1) 募集期限 令和7年12月19日(金) ※必着

(2) 募集条件

地域との対話と関係性の事前構築を重要視していますので「花巻 cultivate」オンライン交流会またはおためし協力隊ツアーへの1回以上の参加が必要となります。

花巻 cultivate オンライン交流会URL：<https://smout.jp/plans/〇〇>

(3) 応募方法

専用申し込みフォームに氏名、住所、アドレス、電話番号を記入して仮エントリーしてください。その後、市から別途申込書をお送りしますので、そちらを提出いただき応募手続きが完了となります。

※いただいた個人情報は、本募集に関する目的以外には使用いたしません。

11 選考方法

オンライン環境によるプレゼン方式により採用試験を執り行います。

○面接会場 オンライン環境(Zoomを使用)

○面接日時 令和8年1月下旬予定

1月上旬を目途に面接に係る詳細情報を書面及び電子メールにて送付いたします。

12 その他

- (1) 隊員のスキルアップのため、全国の隊員が集まる研修会等に参加できます。(経費については活動費の中から負担します。)
- (2) 活動期間中に当市での「定住」「起業」等に関する支援を受けることができます。
- (3) 活動期間において、任用期間満了後に花巻市へ定住するための活動として、協力隊に関連する副業を許可します。副業は所定の届け出を行ったうえで勤務時間外に行うものとします。
- (4) 行政によるサポートだけでなく、花巻市地域おこし協力隊サポート業務の受託事業者からのサポートを受けることができます。
- (5) 本要項に記載の諸条件は、募集開始時点におけるものであり、国の制度や関係法令等の改正などが行われた場合など、本要項の記載事項に変更が生じることがあります。

13 問い合わせ先

花巻市地域振興部定住推進課 〒025-8601 岩手県花巻市花城町 9-30

電話：0198-41-3516 E-mail：teiju@city.hanamaki.iwate.jp

《参考》地域おこし協力隊とは

○制度概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域^{※1}に住民票を異動し、生活の拠点を移した方を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体

地方公共団体

○活動期間

概ね1年以上3年以下

○総務省の支援：

- (1) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費

隊員1人あたり550万円を上限とする。

- (2) 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費

任期を開始して1年以上経過から任期終了後1年以内に起業する方1人あたりに対し、100万円を上限に補助する。

- (3) 隊員が定住するための空き家の改修に要する経費

隊員として任期を終了したものが引き続き活動地と同一市町村内で定住する際、当該隊員の住居とするための空き家の改修費用について、1人あたり200万円を上限に補助する。

※ 1 条件不利地域とは

- ◆「条件不利地域」とは、次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とし、「都市地域」とは、これに該当しない市町村とする。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法

⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

- ◆「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」と、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。

- ◆「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。

地域おこし協力隊に関する詳細につきましては、総務省の地域おこし協力隊に関するサイトにてご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html